

御利用料金 (平成 27 年 4 月 1 日～)

(サービス提供時間は、午前 10 時 00 分から午後 4 時 10 分です。)

(1) 基本料金及び加算料金

【通常規模型】(5 時間以上 7 時間未満の場合)

(単位：円)

区分	金額		内容説明	
	1 割負担	2 割負担		
区分	要介護 1	614	1,227	1 日あたりの負担額
	要介護 2	725	1,450	
	要介護 3	837	1,673	
	要介護 4	948	1,896	
	要介護 5	1,060	2,119	
加算額	入浴介助加算(日)	54	108	入浴介助を行った場合
	若年性認知症利用者受入加算(日)	65	129	個別に担当者を定めてサービス提供を行う
	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(回)	20	39	介護福祉士を 50% 配置した場合
	サービス提供体制強化加算Ⅰロ(回)	13	26	介護福祉士を 40% 配置した場合
	サービス提供体制強化加算Ⅱ(回)	7	13	勤続年数 3 年を超える職員を 30% 配置した場合
	送迎減算(片道)	▲51	▲101	利用者の居宅と指定通所介護事業所間の送迎を行わない場合
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(月)	請求総単位数に 4.0% を乗じた単位数で算定		介護職員の処遇改善計画を管轄官庁に届出、その計画に基づき適切な措置を講じている場合。介護職員の賃金の改善に要する計画を策定し、適切な措置を講じている。介護職員の任用における職責または職務内容などの要件を定め書面をもって全ての職員に周知している。介護職員の資質向上に関する計画を策定し、計画に係る研修の実施など研修の機会を確保し全職員に周知している。
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(月)	請求総単位数に 2.2% を乗じた単位数で算定		介護職員の処遇改善計画を管轄官庁に届出、その計画に基づき適切な措置を講じている場合。介護職員の資質向上を支援する研修機会の確保。処遇改善計画と係る費用を全職員に周知すること。
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(月)	Ⅱの 90%		介護職員の処遇改善計画を管轄官庁に届出、その計画に基づき適切な措置を講じている場合。介護職員の資質向上を支援する研修機会の確保若しくは、処遇改善計画と係る費用を全職員に周知すること。
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(月)	Ⅱの 80%		介護職員の処遇改善計画を管轄官庁に届出、その計画に基づき適切な措置を講じている場合。	

※ 加算の算定に関しては、該当するサービスを実施した場合のみ算定致します。

(2) 基本料金及び加算料金

【介護予防通所介護】

(単位：

円)

区分	金額		内容説明	
	1 割負担	2 割負担		
区分	要支援 1	1,766	3,531	一ヶ月あたりの負担額
	要支援 2	3,621	7,241	
加算額	生活機能向上グループ活動加算(月)	108	215	日常生活上の支援の為の活動を行った場合
	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(要支援 1)(月)	78	155	介護福祉士を 50% 配置した場合
	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(要支援 2)(月)	155	309	介護福祉士を 50% 配置した場合
	サービス提供体制強化加算Ⅰロ(要支援 1)(月)	52	103	介護福祉士を 40% 配置した場合
	サービス提供体制強化加算Ⅰロ(要支援 2)(月)	103	206	介護福祉士を 40% 配置した場合
	サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援 1)(月)	26	52	勤続年数 3 年を超える職員を 30% 配置した場合
	サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援 2)(月)	52	103	勤続年数 3 年を超える職員を 30% 配置した場合
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)、(Ⅳ)(月)は通常規模型、加算額参照			

※ 加算の算定に関しては、該当するサービスを実施した場合のみ算定致します。

※食事負担についてはご契約者に提供する食事の材料費及びおやつ、調理コストにかかる費用です。

料金：1 回あたり 800 円

【その他の事項について】

通常の事業実施地域以外の地域利用者に対する送迎を行った場合には、ガソリン代実費額を徴収致します。その他、サービス以外のものは実費にてお受け致します。

※ここで示す全ての料金は法改正等により変更されることがあります。